別紙1

【セミナー講師料等の支払基準】

城西支部内におけるセミナー、講演会等において講師等を務めた者に対する報酬金額は 下表の金額とする。

講師等1人あたりの報酬金額(源泉税引き後)

種別	報酬金額
セミナー・講演会講師	①城西支部会員 1 時間につき 10,000 円を上限
	②城西支部会員以外…1講座につき 50,000 円を上限
	注)上記の「1講座」とは3時間以内を標準とする
マイスタープログラ	1 案件につき 90,000 円を上限
ム指導員	
コラム執筆者 (地域支	1 コラム 5,000 円を上限
援コラム等)	

制定:平成28年3月11日 改定:平成29年2月10日 改定:平成29年12月8日